

平成26年4月1日

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会  
理事長 丸山 泉

会員（医師）の皆様へ 重要なお知らせ

## **「プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則」の変更および 指導医申請条件の特例終了のお知らせ**

当学会の認定医制度においては、この2年間は期間限定で受験資格を緩和して参りましたが、本年3月をもって緩和措置は終了いたします。

しかしながら、今後、認定医として資格を取得あるいは更新頂く際に必要な要件である詳細事例報告については、診療所や小病院の医師を想定して当初作成された経緯があるため、総合診療専門研修Ⅱの「病院における総合診療部門」の指導医の要件の一部に、その報告に難渋する項目もあり、別紙に示すように改訂いたしました。なお、専門医資格の取得並びに更新については、別紙の要件とは全く異なる基準となりますので誤解ないようにお願いいたします。

また、指導医資格を取得する際に必要となる「指導医養成講習会の受講」ですが、2013年度末までは「厚生労働省の開催指針に基づく指導医養成講習会、都道府県支部会での指導医養成講習会」も認められておりましたが、2014年度からは「本学会が主催する3時間以上の指導医養成講習会」のみが認められます。ただし、上記の特例については期限を延長し、2014年7月末の申請まで適用される事となりました。この点もご注意ください。

以上

**【別紙】**

**「プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則」の変更について**

**【認定医資格のための詳細事例の規定】**

(旧)

2 報告する事例の領域と数は次の通りとする。

(1) 外来症例

成人長期（5ヶ月以上）観察例 2例

成人救急症例 2例

成人メンタルヘルス症例 2例

小児症例 1例

(2) 訪問診療または往診症例 1例

(3) 地域保健福祉活動 2例

(新)

2 報告する事例の領域と数は次の通りとする。

(1) 外来症例

成人長期（5ヶ月以上）観察例 1例

成人救急症例 1例

成人メンタルヘルス症例 1例

小児・思春期症例 1例

\*小児・思春期症例とは0歳～18歳の患者とする。特に15歳～18歳の症例に関しては、以下に列挙するような思春期特有の健康問題に対応した事例であることが必要である。

\*思春期特有の健康問題例

- ・てんかん・喘息等のキャリアオーバー（持ち越し）の対応
- ・第二次性徴関連問題、性感染症等の性の問題への対応
- ・学校健診における指導事例、不登校など学校保健関連の問題への対応
- ・過敏性腸症候群、起立性調節障害、伝染性単核球症等の思春期に頻度の高い一般的な疾患の診療
- ・スポーツ関連の筋骨格系の健康問題への対応
- ・予防医学的介入事例（喫煙、アルコール問題への対応等）

(2) 定期訪問診療または往診症例、あるいは在宅連携症例 1例

\*在宅連携症例とは、在宅ケアを受けている患者に対して、在宅ケア担当チームと連携しながら、入院にて評価ケアを行った事例、あるいは退院予定患者を在宅ケアへ移行させるために、在宅ケア担当チームとカンファレンス等を実施した事例等のことを指す。

(3) 地域保健福祉活動または医療者教育実践事例 1例

\*医療者教育実践事例とは施設内外の医療者に対して、計画的な指導教育を実施した事例を指す。例：医師の研修プログラムの計画立案実施の責任者としての経験等。